

令和5年度第2回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時 :

令和5年(2023年)11月17日(金曜日)午前10時00分から午前11時00分

2. 場 所 :

箕面市役所本館2階 特別会議室

3. 出席者 :

1) 箕面市都市景観審議会委員 (6名)

会長 加我 宏之 氏	委員 稲田 保宏 氏
委員 松出 末生 氏	委員 堀内 初美 氏
委員 若本 和仁 氏	委員 徳田 静香 氏

2) その他

市関係者 (3名) 事務局 (2名) 傍聴者 (1名)

4. 会長の選出、会長職務代理の指名 :

審議会の開催に先立ち、前回の審議会後に委員の任期が満了となり、改選があったため、箕面市都市景観条例第65条第1項の規定に基づき、委員の互選により加我委員を会長として選出した。次に、加我会長が会長職務代理者として、福田委員を指名した。

5. 審議等の内容 :

事務局より、委員の過半数の出席 (委員9名中6名の出席) を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】箕面市景観計画 (色彩基準) の検討状況について (報告)

市より、箕面市景観計画 (色彩基準) の検討状況について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の質疑内容>

会長 : 今回の提案内容の確認であるが、1-17ページの色彩基準の変更案の内容で、「ベースカラー」、「サブカラー」、「アクセントカラー」と3つの領域があり、壁面の大部分に使えるベースカラー、壁面の20分の1使えるアクセントカラーについては変更なしで、壁面の3分の1使えるサブカラーを、戸建て住宅に限り、明度および彩度を少し広げるということによいか。

市 : その通りである。

委員：現在のベースカラーの明度の範囲は、その他の地区ではマンセル値6から9まで、重点地区では6から8までである。この明度差はわずかで、実質的に見え方はほぼ変わらないと思う。この差を基準として設ける必要はあるのか。

市：重点地区である山すそ景観保全地区などを明度6から8までとしているが、これはこの地区の背景となる山なみの色彩よりも、目立つ色彩とならないように設定している。ご指摘のとおり数値としては僅差ではあるが、この基準は大規模な建築物にも適用されるため、引き続き現状どおりの基準としたい。

委員：色彩基準の対象として「サッシ」や「玄関扉」など、可動する部分及びそれに附属するものは除外することで、マンセル値の基準は変更せず、実質的に外壁に用いる色彩の使用範囲を広げるという方法も考えられる。

市：ご指摘のような手法も考えられるが、建築物を目視した場合、その機能や用途に関わらず、色彩としては一体的に見えるので、これまで壁面及び附属するものも含めて審査対象としている。この運用については今後も同様の取り扱いとしたい。

委員：サブカラーの明度の範囲を3から9までに変更すると、ベースカラーとサブカラーの明度差が広がったデザインが増加するかもしれない。一般的に複数の色彩を用いた際、隣り合う色彩の明度差が4以上となると、明度差の効果が強調され、建築デザインによっては、実質的にアクセントカラーと同等の効果が生じる可能性がある。一般的な住宅地において、明度差の大きい配色でデザインされた戸建て住宅を建築する際には、周辺との調和を考えることが大切である。

また、計画段階では良いデザインに見えても、実際に建築すると、明度差により想定以上に周辺景観から存在が浮き立つ可能性があるため注意が必要である。

一方で、例えば古くからある日本家屋には、明度が低い「焼き杉」と明度が高い「白漆喰」を隣り合わせて用いているものもある。これらの明度差は大きいですが、古くからの家屋が建ち並ぶまちなみ景観を考慮すると明度差がある方が望ましい場合も想定される。明度差については、建物のデザインそれぞれにおいて個別に協議、判断していく必要がある。

例えば、マンセル値の変更と併せて、「外壁に複数の色彩を用いる際の明度差は2から3以内に納める」というような、ガイドラインや指針も併せて検討してはどうか。

市：ご指摘のとおり、景観協議は地域の景観特性や色彩以外の景観要素も踏まえて行う必要があり、これまで市では事前相談制度を設け、担当者が施主や設計者と様々な視点で周辺景観との調和について検討を行ってきた。また、必要に応じて都市景観アドバイザーにも周辺景観との調和について意見を求めている。

明度差についてのガイドラインや指針を設ける予定はないが、景観協議の中で、色彩基準についてはさらにわかりやすく説明するように工夫していきたい。

会長：今回の見直し案は、戸建て住宅のサブカラーのみの変更であるが、そのことが伝わりにくいように感じた。パブリックコメントを実施する際には、タイトル表記等をもう少し工夫したほうがよい。

また、サブカラーの明度の範囲は広げるが彩度の範囲はYRのみであるなど、内容が複雑な部分もあるので、資料では、「今回変更する内容」と「変更しない内容」などをわかりやすく工夫したほうがよい。

委員：サブカラーは1色以外使用してはいけないというルールはあるか。

市：明度、彩度の使用範囲を示しているもので、サブカラーだから1色ではなく、面積基準内であれば複数色であっても使用可能である。

委員：明度の数値に注目して議論しているが、色彩基準は景観を構成する要素の一つであり、建築デザインや植栽の配置、外構のしつらえなど、その他の要素も踏まえて総合的に判断すべきものである。

委員：届出の対象として「戸建て住宅の新築」はよく分かるが、その他どのような行為が対象となるのか。また、市域の多くでは戸建て住宅は届出が不要な場合が多く色彩基準が適用されないと思うが、まれに派手な色彩を用いた戸建て住宅を見ることがある。このような戸建て住宅は存在が少数であるために、まちなみの中で目立って見える。市域の全ての戸建て住宅を規制する必要はないと思うが、景観形成についての市民意識の高揚については継続的に取り組む必要があると思う。

市：届出対象としては、「増改築」や「外壁の過半の塗り替え」も建築する場所や規模によって対象になる場合がある。

また、ご指摘のとおり、景観形成は市民一人一人の意識によるところが重要であり、市では毎年6月1日の「景観の日」に併せて景観形成の重要性などを広報紙で周知している。また、ホームページで景観計画の策定の経過や、景観施策の意義などについて周知している。これらの取り組みを継続し、市民意識の高揚を図っていきたい。

会長：昨今、近隣市においても景観計画を策定してから年月が経過していることや、社会情勢の変化も踏まえて、景観基準などの見直しを検討している。箕面市においては、他市に先駆けて取り組みを行っていると理解した。報告内容のとおり手続きを進めることでよいが、今後も適宜PDCAサイクルを意識して、より良い景観誘導を図れるように取り組んでいただきたい。

また、今回の変更内容は専門的な要素も含まれているので、パブリックコメントの説明資料について、内容は報告案のとおりで良いが、さらに市民の方々にわかりやすいものとなるよう工夫していただきたい。

市：承知した。都市計画審議会でも本案件についてはご意見を伺うので、その結果も踏まえて、さらに説明資料を工夫し、市民や事業者の方々の意見を聞いていく。

会長：他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：他に意見がないようなので、引き続き本案件については報告内容のとおり進めていただいてよいか。

【異議なし】

会長：本案件については、11月20日開催予定の箕面市都市計画審議会でも報告し、パブリックコメントおよび説明会で市民の意見を受け、引き続き検討を進めていただくこととする。

【案件2】小野原西地区における景観計画等の検討状況について（報告）

市より、小野原西地区における景観計画等の検討状況について説明を行った後、審議を行った。

＜【案件2】の質疑内容＞

会長：小野原西地区は都市景観形成地区として位置づけ、さらに都市計画で地区計画を定めてまちづくりを行ってきた。今回、新たな住宅開発地の一部が吹田市域にまたがり、景観などのルールが違う区域が含まれることで、一体的なまちづくりに向けて調整をしていかなければならないことが課題であるとのことだが、現在はどのような状況か。

市：今回の住宅開発地のうち、南側の5戸の敷地が吹田市にまたがっており、この部分に箕面市のルールは適用できないが、一体的なまちづくりを進めるため、何か手立てはとれないか、吹田市と協議をしているところである。開発事業者とは事前に協議し、今回、吹田市域の部分についても、全て箕面市のルールで住宅を建築することとなった。今回の検討は、直近の課題というよりは、将来的に増改築などを行う際に、まちづくりに支障を来さないよう先手を打った取り組みである。

委員：法的な規制を行うには技術的に難しい部分もあると思うので、例えば、吹田市が箕面市の景観計画や地区計画のルールに従うといった内容で、両市で協定を結ぶのも一つの手法だと思う。さらに、住民のためにもその内容は明確に示しておいたほうがよい。

市：ご指摘のとおり、協定締結も効果的な手法の一つと考えられる。引き続き吹田市と協議を行いながら、最も適切な手法で良好なまちづくりを担保していきたい。

委員：住居表示や市民税、建築確認申請はどちらの市になるのか。

市：住居表示や市民税、通学区域等の住民サービスはすべて箕面市となる。また、固定資産税はそれぞれの市に納付することになる。

建築確認申請は、面積割合が大きい市が主たる審査や手続きをすることになるが、審査の内容確認や情報共有は両市で行う。

会長：「協定」、「吹田市景観計画の変更」、「箕面市景観計画の変更」どの手法で進めていくのか整理が必要である。また、住民が将来的にルールを知らないということでは困るので、その手続きについても十分調整したほうがよい。

本件については、両市で協力しながら検討を進めていただきたい。

会長：他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：他に意見がないようなので、引き続き本案件については報告内容のとおり進めていただいてよいか。

【異議なし】

会長：本案件について、引き続き検討を進めていただくこととする。

以上